

(平成24年5月23日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認熊本地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

- | | |
|-------------------------------|-----|
| (1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの | 4 件 |
| 厚生年金関係 | 4 件 |

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和44年2月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年1月1日から同年2月1日まで

私は、申立期間について、A社及びその関連会社に継続して勤務していたが、申立期間について、厚生年金保険の加入記録が確認できなかった。申立期間について勤務していたのは間違いないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社C支店の回答及び雇用保険の記録から判断すると、申立人はA社及びその関連会社に継続して勤務していたことが認められる。

また、申立期間の厚生年金保険の取り扱いについては、申立人と同時期にA社からD社に出向していた元経理担当者が、申立人を含む当時の出向者はA社に籍があった旨の回答をしていることから、申立人は、申立期間について、A社において厚生年金保険の資格を有し、同社の事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたものと推認でき、出向先のD社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和44年2月1日に、A社における厚生年金保険の資格を喪失したと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和43年12月の社会保険事務所（当時）の記録から、2万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事

業主は、申立人の申立期間に係る資格喪失届等の関連資料を保管していないため、その記載内容等について不明と回答しているが、A社における厚生年金保険の資格喪失日が雇用保険の離職日の翌日の昭和44年1月1日となっており、公共職業安定所及び社会保険事務所の双方が誤って記録したとは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年1月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主はこれを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和44年2月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年1月1日から同年2月1日まで

私は、申立期間について、A社及びその関連会社に継続して勤務していたが、申立期間について、厚生年金保険の加入記録が確認できなかった。申立期間について勤務していたのは間違いないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社C支店の回答及び雇用保険の記録から判断すると、申立人はA社及びその関連会社に継続して勤務していたことが認められる。

また、申立期間の厚生年金保険の取り扱いについては、申立人と同時期にA社からD社に出向していた元経理担当者が、申立人を含む当時の出向者はA社に籍があった旨の回答をしていることから、申立人は、申立期間について、A社において厚生年金保険の資格を有し、同社の事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたものと推認でき、出向先のD社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和44年2月1日に、A社における厚生年金保険の資格を喪失したと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和43年12月の社会保険事務所（当時）の記録から、3万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事

業主は、申立人の申立期間に係る資格喪失届等の関連資料を保管していないため、その記載内容等について不明と回答しているが、A社における厚生年金保険の資格喪失日が雇用保険の離職日の翌日の昭和 44 年 1 月 1 日となっており、公共職業安定所及び社会保険事務所の双方が誤って記録したとは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 1 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主はこれを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（昭和45年3月*日にB社から名称変更。現在は、C社）における資格取得日に係る記録を昭和45年1月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年1月21日から同年2月1日まで

私は、昭和43年4月20日にB社に入社し、51年5月31日に退職するまで、同社及びその関連会社に継続して勤務していたが、申立期間について、厚生年金保険の加入記録が確認できなかった。申立期間について勤務していたのは間違いないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

C社D支店が保管している退職者名簿及び同僚の証言から判断すると、申立人はB社及びその関連会社に継続して勤務し、申立期間当時、B社からE社への出向を解除され、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、当時、申立人と同様に出向を解除された同僚が、昭和45年1月24日にF県G市からH県I市に転入していることから、B社における申立人の資格取得日は、同年1月21日であったものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のB社における昭和45年2月の社会保険事務所（当時）の記録から、4万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事

業主は、申立人の申立期間に係る資格取得届等の関連資料を保管していないため、その記載内容等について不明と回答しているが、B社における厚生年金保険の資格取得日が雇用保険の資格取得日と同日の昭和45年2月1日となっており、公共職業安定所及び社会保険事務所の双方が誤って記録したとは考え難いことから、事業主が同日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年1月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主はこれを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格喪失日に係る記録を昭和36年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年10月31日から同年11月1日まで

私は、申立期間について、A社に継続して勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が確認できなかった。申立期間に勤務していたのは間違いないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社が管理している個人基本情報照会及び雇用保険の記録から判断すると、申立人はA社に継続して勤務し（昭和36年11月1日に同社C支店から同社D支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿における昭和36年10月の定時決定による標準報酬月額の記載から、2万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る個人基本情報照会以外の情報は無く、申立期間に係る資格喪失届の記載内容等について不明と回答しているが、事業主が資格喪失日を昭和36年11月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年10月31日と誤って記録するとは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年10月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所

が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主はこれを履行していないと認められる。